

令和7年度
市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業
仕様書

仙台市文化観光局東北連携推進室

1. 委託業務名

令和7年度市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3. 業務目的

国内外において観光需要が高まりを見せる今日において、「食」は主たる観光目的の一つとなっており、旅行者の満足度を向上させる重要な一因となっている。

また、観光分野においても「高付加価値化」の重要性が高まる中、東北各地に点在する「美酒・美食」にも際立った食味のみならず、生産者や生産背景に係るストーリー性を有し、観光コンテンツとしてのポテンシャルの高いものが数多く存在する。

そこで、東北の内外から多くの人が集まる仙台市中心部において、東北の「美酒・美食」の一端に触れることのできる機会を提供することで、東北の食の魅力に触れてもらい、東北各地への周遊や再訪の促進を図る。

4. 本事業の主要なターゲット

本市を起点として東北周遊することが期待される、本市及び近隣市町村の在住者を主たるターゲットとして設定するほか、本市をまさに来訪している国内外の訪問者もターゲットとして設定し、東北各地の「美酒・美食」の魅力の提供を通じて、東北域内の周遊促進を図る。

5. 業務内容

(1) 仙台市内飲食店における「美酒・美食」を味わえるフェアの開催

- ・ 仙台市内中心部に所在する飲食店において、仙台市内に留まらない東北各地の「美酒・美食」を味わえる特別メニューを提供するフェアを開催すること。
- ・ フェアは1回1か月程度の期間での開催とし、年4回以上開催すること。
- ・ 各回のフェアを開催する店舗は1店舗に限らず、複数の店舗で開催しても構わないこととする。また、市内中心部でのフェア開催と連動した現地などの別エリアにて企画を実施することは妨げないものとし、各店舗で提供されるメニューの内容が異なっても差し支えない。なお、各回のテーマは同一のものとし、必ず1店舗以上は市内中心部でフェアを開催すること。
- ・ なお、本事業における「市内中心部」とは、仙台市営地下鉄の仙台駅、広瀬通

駅、勾当台公園駅、五橋駅、青葉通一番町駅、宮城野通駅からそれぞれ徒歩10分程度で移動できる範囲と定義する。

(2) 現地への送客に資する取組みの提案・実施

- ・ 各回のフェア開催期間中に、店内での生産者によるワークショップや現地の体験コンテンツの紹介、疑似体験など、現地への送客を促進する取組みを提案、実施することとし、実際の送客実績について、計測および分析すること。

(3) 情報発信・プロモーションの実施

- ・ 各回のフェアが同一の企画として認識されるよう、開催するフェアや提供する特別メニューに共通の名称をつける等、統一感を持たせるとともに、ウェブやSNS、新聞広告等を活用した一体的な情報発信を行うこと。

[フェア実施例]

<共通テーマ例：地域>

	テーマ	開催店舗
第1回	A市	店舗 a(仙台市中心部)、店舗 b(仙台市中心部以外)
第2回	B町	店舗 a(仙台市中心部)、店舗 c(B町)
第3回	C村	店舗 a(仙台市中心部)
第4回	D市	店舗 a(仙台市中心部)、店舗 d(仙台市中心部)

<共通テーマ例：食材>

	テーマ	開催店舗
第1回	東北の豚	店舗 a(仙台市中心部/A市の豚)、店舗 c(B町/B町の豚)
第2回	東北の魚	店舗 a(仙台市中心部/C村の魚)、店舗 d(仙台市中心部/B町の魚)
第3回	東北の野菜	店舗 d(仙台市中心部/C村の野菜)
第4回	東北の牛	店舗 a(仙台市中心部/D市の牛)、店舗 e(D市/D市の牛)

(4) 独自提案

- ・ 上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを提案、実施すること。
- ・ または、同じく東北各地への周遊や再訪の促進を図ることを目的とした「仙台から東北を巡る観光情報サイト moreTOHOKU」や一番町四丁目商店街を会場とする魅力発信イベント「moreTOHOKU マルシェ」等の当室他事業との相乗効果が見込まれる連携等があれば提案、実施すること。

(5) 実施結果の分析、次年度に向けた提案及び報告書の作成

- ・ 上記の業務結果を取りまとめ分析したうえで、次年度に向けた提案を行うこと。分析及び次年度に向けた提案を報告書とし、納入期限までに提出すること。

形式：A4×5部 及び PDF形式

納入期限：令和8年3月13日（金）

6. 事業実施にあたっての留意事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施するものであり、事業費の対象経費には個人給付に関する制限があることから、プロモーション時における、プレゼント代など対象外経費となる個人給付に相当する経費を本事業費から支出しないこと。

7. 業務に関する提案

- ・ 受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第3項の目的を達成するためにより良い手法、技術またはアイデアがあるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

8. 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

9. その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上

決定する。

- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標及び目指す効果目標について】

目指す効果目標（アウトプット）		考慮する目標数値（アウトカム）	
フェア開催数	4回	フェアメニュー 延べ注文数	4,000

(以上)